

54 昭和二六年の結核予防法制定とBC

G論争

渡部 幹 夫

順天堂大学医療看護学部

結核予防法が改正され、平成十七年四月より施行されることとなった。今回の改正は大掛かりなものであったが、議論は盛り上がりならなかった。改正により、(健康診断の方法)が削除され、(定期の予防接種)のツベルクリン反応の規定がなくなり、BCGの接種法が大きく変更された。大正八年に制定された旧結核予防法は昭和二六年に大改正され、新結核予防法として現在の法の体系がつくられた。当時の国民病・結核対策の重要性から、この法律は国民皆保険制度のない時代の国民に、歓迎されたものと思われる。しかし、昭和二三年施行された予防接種法に含まれていた、結核の予防接種(BCG)が結核予防法の規定となったことをきっかけに、いわゆるBCG論争が医学界、国会、行

政、言論界、報道メディアで起こった。当時は昭和二六年九月のサンフランシスコ平和条約調印のころであり、連合国占領の終末期に当たると論争は政治的な決着以後、忘れ去られている。当時の論点を再検討して歴史的な評価を行いたい。

昭和二六年四月の結核予防法施行に先立ち、「文芸春秋」の四月号に社会保障制度審議会委員の武見太郎の論文『結核撲滅策の撲滅—これは他人事の話題ではない』が掲載された。この論文は、国の結核行政の批判であり、BCGの効果に疑問を投げかけるものであった。つづく五月号において結核予防研究所長の隈部英雄による『結核撲滅策の撲滅を反駁する—問題の結核論争、主として学問的立場から武見太郎氏へ』が掲載された。二論文は、それぞれ次の内容からなる。

武見論文…国民的運命を賭ける問題・結核菌は追放出来ない・浪費された国家予算・結核問題の核心・過大評価されたBCG・療養所医療の現実・寒心に耐えぬ保健所・社会保障制度の行方

隈部論文…悪罵をやめよ・決定意見はまだ早い・流

行を追う無定見

武見論文は、結核対策から社会保障を論じている。BCG接種を広く行うために開発された、乾燥ワクチンについての疑問と、法律による強制接種に反対する内容である。隈部論文はBCG接種が結核予防の完全な方法ではないことを認めながらも、日本の社会的状況に於いてはBCGに頼らざるを得ない実情を主張している。その後二六年十月、日本学術会議第七部会有志による「BCGの強制接種に関する件」の厚生大臣宛意見書をきっかけに、新任の厚生大臣・橋本龍伍の、BCGみなおし談話もあり、論争は再燃した。論点は、次の二点に集約される。

一 結核に対する予防効果が確立していないBCG接種を、法による強制接種として行うことの是非について。

二 BCG接種に伴う副反応の頻度が高く、無害なものでないこと。

この二点から強制接種に反対の立場が、社会保障制度審議会と日本学術会議であり、接種推進の立場が、

結核予防会及び結核予防審議会であった。個々の医学者は立場と意見が一致しない場合もあり錯綜している。当時の厚生大臣は強制接種に躊躇する態度があり、GHQは推進を明確にしていた。日本医師会の態度は不明である。一年にわたり、広く議論がおこなわれたが、衆議院厚生委員会のBCG接種推進の決議、及び、厚生大臣の辞任により、論争は政治的に終結した。

この論争により、乾燥ワクチンの不確実性や接種の方法等についての問題点が明らかとなり、昭和二七年から、BCG接種研究協議会が組織され、研究と接種法の改善がはかられた。日本の接種方法は国際的に一般的な方法ではないが、副反応の少ない方法となった。社会医学的側面の強い結核対策について、昭和二六年の結核予防法成立施行時に広く起こったBCG論争を、五十年後の法の改正の内容に照合すると、興味深い問題を多数含んでいたことがわかる。

武見太郎論文が掲載され、BCG論争を引き起こした経緯とその後について、武見の軍事保護院批判を含めて考察する。